

昔の竹島は鬱陵島

領有の根拠

政府発表

政府は十四日午前十一時半「竹島に関する日本政府の見解」を発表した。これは度重なる韓国人の竹島侵犯に対し歴史的事実および法的根拠の両面から「竹島が日本領である」ことを立証したもので、その要点を拾えば次のとおりである。

▽歴史的事実 一、まず昔竹島または磯竹島と称されたのは鬱陵島のことであって、今日の竹島は松島といわれていた。これは日本側文献古地図にも、韓国側文献にも明かである。しかしフィリップ・フォン・シーボルトが一八四〇年刊の日本地図で誤って鬱陵島を松島としたため、日本でも鬱陵島を松島とし、かつての松島は竹島という名称になった。

一、元禄六年（一六九三年）以来日鮮両国間に紛議を生じ、幕府の命によって日本漁夫の出漁を禁じた竹島は「鬱陵島が竹島といわれた当時のこと」であり「今日の竹島ではない」

一、また明治十四年（一八八一年）朝鮮の抗議により日本政府が操漁伐木のための渡島を禁止したのも前記鬱陵島であって今の竹島でない。したがって「今日の竹島が両国間で問題になったことは一度もない」

（本社注）このような事実をあげたのは最近韓国側が幕末の海防学者林子平がものした古地図をもちだし竹島が韓国領であるとの主張の根拠にしようとしたからで、日本側は「これが鬱陵

島」である旨を明かにしたわけである。

▽法的根拠 十四日付本紙朝刊

所報のものを含んでいるほか

日本政府は日韓併合に先立ち明治卅八年（一九〇五年）二月廿三日付島根県告示第四〇号で同島を島根県隠岐島司所管に編入し、同時に中井養三郎が同島で漁獵経営を開始、今次戦争前まで日本国民の手で有効的経営がなされてきた。これは国際法の「一国が領土権を確立するためには領土とする国家の意思とこれが有効的経営を

伴う事が必要」との通念を満たすものである、をあげており両面からみて「日本の竹島領有」は絶対に疑ないところであるとしている。